

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

団体名：公益社団法人 日本アイソトープ協会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第1章第9節	18、19頁	標識一覧表 一覧表を掲載するのであれば、中途半端な要約はせずに記載をしていただきたい。放射化物保管設備の標識欄は誤解を招きかねない。	御意見を踏まえ検討・修正 (御指摘の部分は、要約をしたものではなく、必要な内容が脱落(ミスタイプ)していました。正確な内容を示すよう修正します。)

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

団体名：公益社団法人日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第2章第4節	7頁1行目	気体の放射性同位元素を使用しない施設において、天井に「突起物、くぼみの少ない構造」を求めるのは不適切ではないか。同頁3.にある、フード、グローブボックスの排気設備との連結による配管などが考えられる。	原案のとおり
2	第2章第4節	7頁5行目	「突起物、くぼみ」の具体例として、ダクトと配管が示されていますが、フードやグローブボックスと排気設備への接続ダクト（排気管の標識貼り付け）、流しから排水設備への接続管（排水管の標識貼り付け）が該当しないことが分かるような表現が良い。	原案のとおり
3	第2章第5節	9頁13行目	「突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造」とは汚染されるおそれのある部分の面積を最小化することではなく、その除染が困難とならない構造を指していると考えられます。「汚染されるおそれのある部分の面積を最小化するとともに」は削除すべきではないでしょうか。	原案のとおり
4	第2章第8節	16頁 下から 4行目	「放射化物保管設備は保管する放射化物に対して必要な容量を有することが示されていること」はどのように記載するのか。これまで申請書に容量に関しては記載不要だったのではないか。	原案のとおり

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
 審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

団体名：一般社団法人 日本放射線安全管理学会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第2章第2節	4頁2行目	その火災による使用施設への影響を最小限とあるが、RI法の目的の一つである公共の安全確保の観点から、使用施設だけではなくその周辺への影響も含まれるのではないかと。よって、その火災による使用施設やその周辺への影響を最小限と修正してはどうか。	原案のとおり
2	第2章第4節	7頁12行目	取り扱う放射性同位元素による腐食とあるが、放射性同位元素そのものによる腐食よりも、汚染除去のために用いる洗剤や薬品等による腐食が主ではないかと。よって、取り扱う放射性同位元素や汚染除去のために用いる洗剤や薬品等による腐食と修正して9頁25行目（汚染検査室）と書きぶりを揃えてはどうか。	御意見を踏まえ検討・修正（御意見を踏まえ、より適当な表記となるよう修正します。）
3	第2章第5節	12頁22行目 および 12頁25行目	排水設備に導かれ、適切に処理されることが示されていることとあるが、この適切にとは法令の基準を満たすとの意味があると思われる。適切に処理されるか否かは、排水設備の能力の問題であり、連結の部分で確認する必要はないと思われる。よって、排水設備に導かれていることが示されていることと修正してはどうか。	御意見を踏まえ検討・修正（御意見を踏まえ、より適当な表記となるよう修正します。）
4	第2章第7節	14頁13行目	強度の放射線により外部被ばくするといった事故とあるが、「といった」という例示に用いる言葉が使われている。強度の放射線により外部被ばくする事故の他にどういった事故を想定して	御指摘のとおり修正

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

			いるのか。12 頁下から 2 行目にある自動表示装置の規制における要求事項の説明では「強度の放射線により外部被ばくする事故」としか書かれていないので、この箇所と同様に書きぶりを揃えてはどうか。	
5	第 2 章第 1 節	3 頁 26～28 行目	水防法に基づく対応と整合性を取るとよいのではないかと。 地震後の地下水増加対応も必要になることがあるので明示してはどうか。	原案のとおり
6	第 2 章第 4 節	7 頁 8～10 行目	汚染することがあっても、一定程度除去するなど対応できればリスクを一定程度に抑制できる。また、平滑化することにはデメリットもある。従って、トレードオフを考える必要があるのではないかと。	原案のとおり（本ガイドの記載への御意見でないため）
7	第 2 章第 4 節	7 頁 17 行目、18 行目	作業室内の汚染を必要なレベル以下に制御し、合理的な範囲で最小化することが重要ではないかと。	原案のとおり（本ガイドの記載への御意見でないため）
8	第 2 章第 4 節	8 頁 15 行目、16 行目	途中のトラップへの対応も重要なことがある。	原案のとおり
9	第 2 条第 5 節	10 頁 3 行目	有意な汚染を認めた場合・・・「有意な汚染」は有意水準や測定系の品質に依存する。また、対応が必要な汚染かどうかはタイプ 2 エラーの制御の観点から述べるべきではないかと。	原案のとおり
10	第 2 条第 5 節	10 頁 27 行目、28 行目	状況によっては、汚染検査室に滞留させる想定もあってもよいのではないかと。	原案のとおり
11	第 2 条第 7 節	16 頁 1～3 行目	その区別の必要性に関する放射線防護上の理由を説明してはどうか。 「保管廃棄」は、廃掃法と用語をあわせるべきではないかと。	原案のとおり
12	第 2 条第 7 節	16 頁 16 行目、17 頁 20 行目	RI 協会はドラム缶を、密閉できる耐火性の容器とみなしているが、ドラム缶工業会はドラム缶を耐火性とは見なしていないので整合性を取る必要があるのではないかと。	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

13	第2条第1節	3頁7行目	地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所」について、おそれのある場所又はおそれの少ない場所とはどのような場所か例示を示すべきではないか。	原案のとおり
14	第2条第1節	3頁21行目	「周囲の状況」として、どのような範囲を想定しているのか示すべきではないか。最近の申請では、申請書に記載した周囲の状況がわかるような図面を添付したところ、それを超えるような広範囲の広域図を要求された事業所もあると聞いている。これは法令要求を超えるような過剰な要求ではないか。	原案のとおり
15	第2条第1節	3頁23-24行目	「地盤に影響を及ぼす人の活動の有無」とはどのようなものを想定しているのか、事例を示すべきではないか。また、人の活動は地理的環境に含まれるのか。	原案のとおり ※日本放射線技術学会の2番(P10)に同旨の御意見あり
16	第2条第1節	3頁28行目	使用施設との高低差については、これまでそのような図面は要求されていなかったが、規制が強化され、今後要求されるということか。	原案のとおり(本ガイド案は審査における確認の視点を示すものであって、新たな規制要求を示すものではありません。)
17	第2条第2節	5頁4~5行目	「国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」については、ガイドに記すか、少なくとも引用を示すべきではないか。	原案のとおり(御意見の記載(基準に適合する具体例などを列記して示すこと)は本ガイドの範囲外としています。)

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

18	第2条第2節	5頁26行目	「2. 主要構造部等の構造の耐火性」については、「建築物及び居室」の場合にのみ示すべき事項であることを明記すべきではないか。「その他」においては、耐火構造は要求されていない。	原案のとおり
19	第2条第2節	6頁1行目	「設置方法」「施工場所」「機能」とはどのような記載内容を想定しているのか、例示又は要求事項を示すべきではないか。	原案のとおり
20	第2条第4節	8頁	「設置方法」「施工場所」「機能」とはどのような記載内容を想定しているのか、例示又は要求事項を示すべきではないか。	原案のとおり
21	第2条第5節	8頁最終行	「放射線同位元素」は「放射性同位元素」ではないか。	御指摘のとおり修正
22	第2条第5節	10頁14行目	「下着」「カバーオール」「安全帯」「全面マスク」「空気呼吸器」等は、核燃料物質等の使用においては一般的かもしれないが、放射性同位元素の使用においては、一般的ではなく特殊な事例に該当するため、例示としては不適切ではないか。	御意見を踏まえ修正・検討 (御意見を踏まえ、例示する内容を見直します。)
23	第2条第5節	12頁32行目	「これは、放射性同位元素・・・」は「これは、当該放射性同位元素」とすべきではないか。放射性同位元素とすると自動表示装置の要求対象ではない放射性同位元素も含まれることとなり、不適切な表現ではないか。	原案のとおり(原案の表記から、「要求対象ではない放射性同位元素」は含まれないことは明らかです。)
24	第2条第6節	13頁8～9行目	「基準として明示されていないが、」との記載があるが、規制要求の項に記載されているということは、法令に記載されていない事項であっても、規制要求にするとということか。そうでなければ、確認の視点に記載すべきではないか。	原案のとおり(規制要求に含まれるものとして説明を示したもの)
25	第2条第6節	13頁22行目	なお書きで自主設備についても記載する旨の記載があるが、規制要求でないものを記載するのは過剰ではないか。	原案のとおり(審査における確認の視点を示したもの)
26	第2条第8節	16頁30行目	「必要な容量が示されていること。」とは過剰な要求ではないか。	原案のとおり(審査における

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

				確認の視点を示したもの)
27	第2条第8節	16頁最終行	なお書きについては、過剰要求ではないか。大型機械等の放射化物保管容器に入らない物の保管方法等は行為基準であり、施設基準ではないのではないかな。	原案のとおり(審査における確認の視点を示したもの)
28	第2条第8節	17頁20行目	「放射化物が容器の外における空気を汚染するおそれのある場合」とはどのようなものを想定しているのか。放射化物は「放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体」を示しているのであれば、非放散性の固体がほとんどではないか。	原案のとおり(法令では液体及び気体である場合も考慮した規定ぶりとしていることから、これに合わせた表記としたもの) ※日本放射線技術学会の17番(P12)及び18番(P13)に同旨の意見あり
29	第2条第8節	19頁11行目	「放射能標識は半径2.5cm以上」とあるが、これは当該標識が貼れる大きさの容器を放射化物保管容器としなければならないということか。放射化物保管容器ではあまり想定されないが、同様の基準である貯蔵容器の場合、この大きさの標識が貼れないマイクロチューブなどが貯蔵容器として使用されることも多いのだが、そのような放射化物保管容器や貯蔵容器は認められないということか。	意見聴取の対象外(本ガイドの記載への御意見でないもの)
30	第2条第8節	19頁27行目	標識の確認において「規則第2条第2項第3号及び同項第5号」の書面は必要あるのか。同項第4号には「標識を付ける箇所を示し、」との文言があり、同号の書面のみで足りるのではないかな。	原案のとおり(審査における確認の視点として、図面を広範に照査して申請に係る放射線施設を確認する観点から、原案の表記としたもの)

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

31	第2条第11節	21頁9～10行目	「前者」「後者」とはどこまでを示しているのかわかりにくいので、記載を工夫すべきではないか。	原案のとおり（前者は第1文の部分を、後者は第2文の部分を示しています）
32	第2条第11節	21頁20行目	「使用施設において行うと想定したもの」とあるが、「使用施設において行うことを想定した規制要求となっていることから」とすべきではないか。	原案のとおり（原案の表記にて特段の不具合はないと考えます）
33	第2条第11節	21頁27行目	「随時移動」とは、どのような使用を想定しているのか、「随時移動させて使用する。」だけでは説明が不十分ではないか。	原案のとおり（「随時移動させて使用する」ことについては、説明を示しています）
34	第2条第11節	23頁全体	「密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を取り扱う管理区域内（密封されていない放射性同位元素に係る管理区域ではない。）で下限数量以下の放射性同位元素を使用する場合は、この条文が適用されるのか。	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）
35	令和2年度原子力規制委員会第38回会議議事録（令和2年11月18日（水））	27頁、28頁	（施設基準について）「直せというものの根拠はどこに求めることになるのですか」という問いと「立入検査で見ていく」との回答に関して 実際は ・事業所が施設点検を実施することを予防規程に規定するよう義務づけ、その結果を放射線管理状況報告書で確認している（毎年）。 ・さらに特定許可使用者については、3年又は5年毎に定期検査を受検することを義務づけ、施設基準が維持されていることを確認している。 ・立入検査により、規制期間が直接、施設基準が維持されているこ	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

			とを確認する（3,000事業所に対して、年間60件程度）。 であるのではないか。 最も頻度の低い立入検査をもって、技術基準が維持されているとい うのはあまりに実態を把握していないのではないか。	
--	--	--	---	--

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

団体名：公益社団法人 日本放射線技術学会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第2章第1節 1.	3頁20行目	<p>「使用施設の周囲の状況が具体的に示されていること。」</p> <p>別紙様式イ、ロおよびハの位置の記入以外に、事業所周辺の地図を添付するが、地理的環境を把握するための内容とは？周辺とは何 km 範囲か、最寄り交通機関、最も近い河川や海岸線など、どの程度の範囲の地図が必要なのかを示していただきたい。</p> <p>当該図面を添付したところ、「事業所の周辺をさらに広範囲に示す図面を要求された」との事例を聞いています、具体的には、1/20000 程度の地図に対し 1/100000 のものを要求されたようであるが、事業所の周辺はどこまで示し、記載することが必要なのか。表示範囲ばかり広げて、A4 サイズでは何が記載されているのか分からないような図面よりも、最寄り駅が分かる図面とか目安を示していただきたい。</p>	原案のとおり
2	第2章第1節 2.	3頁22行目	<p>「地盤に影響を及ぼす人の活動の有無」とは、何を意味するのか？</p>	日本放射線安全管理学会の 15番 (P5) と同じ
3	第2章第1節 3.	3頁25行目	<p>「その周辺における…」周辺とは、どこまでを言うのか。</p> <p>また、これまでの災害で、護岸工事がなされていても河川の決壊は発生している。発生しないと考えられていた所でも土砂崩れは発生している。</p> <p>「通常の状態で」、地崩れや浸水が発生しない位置に事業所があることを示すように記載する。というような表現がよいのでは。</p>	原案のとおり
4	第2章第4節	7頁15行目	<p>「作業室のフード、グローブボックス等の排気設備への連結」</p>	原案のとおり

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

	3.		近年、医療機関では「安全キャビネット」という自己完結型のフードを使用する施設も出てきている。この設備も排気設備に接続しなくてはならないか。 また、直接接続と間接接続というものがあるが、その説明は不要か。	
5	第2章第4節 確認の視点	7頁29行目	「密封されていない放射性同位元素に係る『使用の場所』の記載との対応」とは、何を指すのか。 「作業室」＝「使用の場所」と記載されていること？	原案のとおり
6	第2章第4節 2.(3)	8頁16行目	「排水設備」は「RI専用の排水設備」というように、一般の排水設備と区別した記述がよいのでは。	原案のとおり
7	第2章第4節 2.(1)	8頁21行目	「排気設備」は「RI専用の排気設備」というように、一般の排気設備と区別した記述がよいのでは。	原案のとおり
8	第2章第5節	8頁33行目	「密封されていない放射線同位元素」→密封されていない放射性同位元素」	御指摘のとおり修正
9	第2章第5節 2.(2)	9頁25行目	「汚染検査室まで同伴される放射性同位元素や」の「同伴」とはどういう意味でしょうか？放射性同位元素を連れてくるような記述となっています。	御意見を踏まえ検討・修正 (御指摘を踏まえ、表現を修正します。)
10	第2章第5節 3.	9頁27行目	「洗淨及び更衣設備の設置、汚染の検査及び除去に必要な器材の整備」これ以降の記述では、「汚染検査室」が人の汚染だけを検査する室であるような記述がされている。管理区域から持ち出す物品は、全て汚染のないことを確認して持ち出している。ここにも汚染検査室の役割があることを記述するべきでは。	原案のとおり
11	第2章第7節	14頁17行目	則第14条の7第6項に該当する場合、どの位置における線量評価(1mSv/週以下)を示せば良いのか明示してほしい。	原案のとおり

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

			この場合、インターロックは不要という理解でよろしいか？どのような施設を想定しているのか？	
12	第2章第7節		則第15条第1項第3号の2 「第14条の7第1項第七号に規定するインターロックを設けた室内で放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合には、搬入口、非常口等人が通常出入りしない出入口の扉を外部から開閉できないようにするための措置及び室内に閉じ込められた者が速やかに脱出できるようにするための措置を講ずること。」 に関する記述がないが、不要ということか？	原案のとおり
13	第2章第7節 3.	15頁22行目	「なお、搬入口、非常口等が… 識別されていることが示されていること。」とあるが、それらの出入口にはインターロックは不要ということによいのか。	原案のとおり（本ガイドの記載への御意見でないため）
14	第2章第8節	15頁27行目	「… 遮蔽体として用いるもの」→「… 遮蔽体として再使用するもの」	原案のとおり（法令における表記と対応するため）
15	第2章第8節 1.	16頁10行目	「有する構造のものであって」 → 「有する構造 <u>の</u> のものであって」	御指摘のとおり修正
16	第2章第8節 3.(2)	17頁15行目	内容物の物理的性状 「放射化物の種類」とは、何を記載するのか？ 「物理的な性質及び状態」とは何か、再使用するものは、固体状のものだけと想定されるため従来どおり「固体」、「金属」で良いのではか。	原案のとおり
17	第2章第8節 3.(3)	17頁19行目	容器に対する「耐火性」の基準とは？ 放射化物の場合、固体状の部品や遮蔽体であって液体状、気体状のものは再使用することが無いと考えられる。	前段：意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの） 後段：日本放射線安全管理学

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
 審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

				会の28番(P7)と同じ
18	第2章第8節 3.(4)	17頁26行目	放射化物の場合、固体状の部品や遮蔽体であって液体状のものは再使用することが無いと考えられる。	日本放射線安全管理学会の 28番(P7)と同じ

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
 審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

団体名：一般社団法人 日本非破壊検査工業会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第2章第1節	3頁12行目	<p>・・・相当程度見込まれる場所とあるが、地崩れ又は浸水の発生についての想定はどの程度ものを示すのか？</p> <p>地震や津波など、大災害が発生した場合も考慮しなければならないのでしょうか？</p>	原案のとおり
2	第2章第2節	4頁9行目	<p>建築物について、使用施設に付随した操作室等の居室が、つらなって建築されている場合、主としては、使用施設の建築物であるため、建築物とした方が良いのではないのでしょうか？</p>	原案のとおり
3	第2章第2節	4頁19行目	<p>居室について、建築物の一部を使用施設とする場合は、居室としての扱いは理解できますが、主として使用施設として建築されている場合（例：堅固な遮蔽壁で造られている使用施設を囲うような構造等）は、居室よりも建築物の方が良いと思われれます。</p>	原案のとおり
4	第2章第6節	12頁26行目	<p>自動表示装置として、「照射中」「使用中」という標示灯が使用されるが、「線源使用中は回転灯が点灯する」などの表示した回転灯などの使用も可能でしょうか？広範囲にわたる視認性の観点より有効な場合があるため。</p>	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）
5	第2章第6節	15頁20行目	<p>搬入口、非常口等の通常人の出入りしない出入口と通常の出入口の識別について、通常使用しない出入口の識別として「締切」などの明示をし、通常の出入口は、「出入口」の明示により実施することによってよろしいでしょうか？その他識別の方法があれば、ご教授をお願いいたします。</p>	意見聴取の対象外（本ガイドの記載への御意見でないもの）

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

団体名：日本放射性医薬品協会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	備考 (原子力規制庁記載用)
1	第4章第5節	11頁12行目	汚染検査室の設置場所について「放射線業務従事者の動線との関連性を示す」ことが要求されていますが、管理区域から非管理区域に退出する際に汚染検査を行う場所として汚染検査室が設置されていることを示せば十分のはずであり、動線との関連性まで示すことは過剰な規制要求ではないでしょうか。	原案のとおり(審査における確認の視点を示したもの)
2	同上	12頁3行目	「使用施設に立ち入る者の人員規模等に照らし」とありますが、人員規模に応じた設備を示すことを規制要求とするのであれば、施行規則又は告示にて基準を明確にすべきではないでしょうか(同頁7行目、同頁13行目も同様)。他法令では以下のような記載前例があります。  (例) 事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号) 第17条第3号 男性用小便器の箇所数は、同時に就業する男性労働者30人以内ごとに1個以上とすること。	原案のとおり(審査における確認の視点を示したもの)

「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する  
審査ガイド【公開の意見聴取（第3回）用資料】」に関する意見等

【以下の団体等は意見なし】

- 大学等放射線施設協議会
- 公益社団法人 日本医師会
- 四病院団体協議会
- 放射線照射工業連絡協議会
- 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
- 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構